

(商品概要説明書)

「住宅ローン」

(令和2年4月1日現在適用中)

1. 商品名	一般住宅ローン	団体生命保険付 住宅ローン	団信・八大疾病付 住宅ローン
2. 貸付先	・岐阜県医師会の会員で当組合の組合員		
3. 資金使途	・住宅新築、住宅購入、他行借換資金		
4. 貸付形式	・証書貸付		
5. 貸付限度	・1億円以内		
6. 貸付期間	30年以内 (完済時75才未満)	実行時20才以上50才以下 (完済時75才未満)	
7. 弁済方法・ 利払方法	・毎月元金均等割賦弁済(利息前取り)または 毎月元利均等割賦弁済(利息後取り)		
8. 据置期間	・お取り扱いできません		
9. 貸付金利	※適用金利は当組合 にご確認ください。	一般住宅ローン +0.4%	団体生命保険付 住宅ローン+0.1%
10. 担保・保証人	・貸付対象物件 ・原則不要	・貸付対象物件 ・保険受取人	・貸付対象物件 ・法定相続人
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記の窓口 をご利用ください。 【窓口：岐阜県医師信用組合業務部】058-274-1118 受付日 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および金融期間 の休業日は除く) 受付時間 9時～17時</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話：052-203-1777) 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記岐阜県医師信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用できます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p>		

	<p>移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>【窓口】</p> <p>一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間 9時～17時</p> <p>電話 03-3567-2456</p> <p>住所 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1 (全国信用組合会館内)</p> <p>東海地区しんくみ苦情等相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日は除く）</p> <p>受付時間 9時～12時、13時～16時30分</p> <p>電話 052-451-2110</p> <p>住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町 3番 21号 信用組合会館 4階</p>
12. 備考	※審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。